

司法書士法改正を踏まえ、 法人制度に再注目！

Interview

監査法人をのぞいて考えれば、法人制度の検討や制度運用の蓄積がもっともなされているのは司法書士業界である。そうした状況になっている背景には、2011年に設立された一般社団法人全国司法書士法人連絡協議会（以下、法人協）の存在がある。法人協では各法人間での意見交換や交流が活発になされ、法人制度のさまざまな課題を検討してきた。その法人協が、設立から10年目に入り、節目のときを迎えている。発足から会を牽引してきた司法書士法人山田合同事務所（神奈川県横浜市）山田晃久氏に代わり、新たに理事長に就任したのは、司法書士法人鈴木事務所（東京都千代田区）の鈴木龍介氏。その新理事長に、法人制度のもっともセンシティブな課題について、詳しい話を聞いてきた。（文・武田司）

十分にされていない、 法人制度の議論

一人協の新理事長として、現行の法人制度をどのように捉えていますか？

私は選択肢があるという意味で、法人制度があることは良いことだと思っています。個人と法人、それから合同事務所という形態も含めれば3つの選択肢の中から、どれを選んで事務所を経営するのか。それを選ぶことができます。その意味では、今回の一人法人制度により、さらに選択肢が広がるわけです。

私は選択肢の多い社会がよい社会だと思っています。どの選択肢にもメリットとデメリットがあり、もちろん法人がすべて良いというわけではありません。ですから、あくまでも選択肢があるという意味でよいことだと考えており、そうしたことを前提に活動を

行っています。

一現行の法人制度には、さまざまな齟齬（そご）があるという声も上がっています。無限責任社員や懲戒制度、競業禁止義務などの問題があり、法人として士業を行う上での課題は多いと思います。

士業というのは、もともと個人に与えられた資格です。さまざまな制度はそれを前提にできていますから、法人制度と整合しない部分があるのは事実です。

例えば、資格者個人は無限責任を負っています。ですから法人も無限責任を負い、そうであるならば所属する社員も無限責任を負わなければならないという点は整合していると思います。

一方で監査法人では、指定社員のみが無限責任を負い、それ以外の社員は有限責任とする「指定社員制度」や、監査法人の組織形態そのものを変更した「有限責任監査法人制度」があります。それぞ

れ制度を利用するには一定の要件を満たす必要がありますが、こうした制度を利用できる選択肢があります。こうした資格間の違いを含めて、制度について十分に認知・検討されているかと言えば、そうとは言えない状況です。

法人協では、まずそうした論点があることを広く認知させるとともに、法人制度に甲乙があることも踏まえて問題点や課題を明らかにしていくことが、活動の目的のひとつです。

制度の問題点については、それを改善していくために法律改正や会則の変更を提言していくことも法人協の機能の一つだと考えています。また、運用で解決できる問題点もありますので、法人協では、そうした諸問題を検討・解決するための機能として、ディスカッションやワーキングチームによる活動を活発に行っています。

論点

は、し、し、だ！

鈴木龍介

司法書士法人鈴木事務所・代表社員

1993年司法書士登録。2000年行政書士登録。2003年司法書士法人鈴木事務所設立、代表社員就任。M&A等事業再編、企業再生、株主総会運営を中心とする企業法務案件に携わる傍ら、講演や執筆にも精力的に取り組んでいる。実務に即した、わかりやすい講義には定評がある。現在、リスクモンスター株式会社（東証二部上場）社外取締役（監査等委員）、慶応義塾大学大学院法務研究科非常勤講師、立教大学大学院法学研究科兼任講師、税務大学校講師、日本登記法学会理事。2019年からは、一般社団法人全国司法書士法人連絡協議会の理事長に就任

—そうした提言によって、制度を変えていくことはできますか？

今年6月に成立した改正司法書士法では、いわゆる一人法人が認められることになりました。法人協ではこれまで日司連との意見交換などを通じて、解散時以外の競業禁止義務の解除や社員の有限責任化とともに一人法人化の許容を主張し、提言してきましたが、今回はそうした意見が通った形になりました。

ただし主張するためには、その声を大きくしていかなければなりません。そうした意味で、法人協に多くの法人にご参加していただければと思っています。

議論をすべき時が来た！

—新体制になって、法人制度の諸問題にどのように取り組んでいこうと考えていますか？

今回の司法書士法改正で、懲戒制度が大きく見直されることになりました。特に懲戒権者が、これまでの「法務局または地方法務局長」から「法務大臣」になる点は大きな変更です。法務大臣の下で、一元的に適正な処分を行うことが主旨の変更です。

こうした懲戒制度の話にも繋がりますが、これから法人協で取り組みたいのは、法人の責任と個人の司法書士の責任について、どう考えるべきなのかということ です。

例えば、業務上ではなく非業務上で社員が問題行動を起こし懲戒対象となったときに、法人の責任はどうあるべきかなどの問題です。

しかし、こうしたことはこれまで議論されたことはありません。この点を明確にしなければ、法人が安定した業務を行うことができないと思っています。

懲戒権者が法務大臣に変わる今だからこそ、議論を行い、まずはこうした問題があることを広く知っていただく必要があると考えています。

—どのような形で提言をしていくのですか？

まずは日司連をはじめとする関係機関などとの意見交換の中で、議題に挙げたいと思っています。

例えば、法人に本店と支店があり、それぞれに社員が複数いて、さらに従業員がいるケース（次ページに図）。こうした状況は決して珍しくはありません。

このようなケースで業務上の過失と非業務における問題行動を分けて考えたとき、問題行動を例えば代表社員が行った場合には、法人内のすべての社員または従業員が責任を負うものなのか——？

それが司法書士法第3条の業務の場合、簡裁訴訟代理関係業務の場合、そのほか成年後見等の業務

の場合でどう異なるのかなどの論点があります。そもそも司法書士法人として、簡裁代理や成年後見業務を司法書士法人として受任せず、個人として受任するという選択肢もあり、その場合であればどうなるのかといった論点もあります。

故意や明らかな怠慢のあるものは別にして、業務上の過失は、いつ誰にでも起こりうるものです。法人の代表者が本人確認においてミスをした場合に、法人や社員の責任はどこまで追求されるのか。それが社員だった場合、雇用司法書士だった場合は？ そのとき従たる事務所が業務を続けることは

可能なのかなど、明確になっていないことが多いのです。

—そうした議論がなされ、何らかの形になれば、他士業の法人制度にとっても指針になりますね。

そうですね。今はどの士業においてもこうした議論はなされていません。それは司法書士ほど懲戒処分が多くないからかもしれませんが…（苦笑）。

いずれにせよ、こうした提言を、今このタイミングで行わなければならないと思っています。

—ほかに新理事長として、取り組もうと考えていることはありますか？

今申し上げた、懲戒処分の基準（責任の所在）を明確化した上で、

社員の有限責任化の問題にも取り組んでいきたいと思っています。

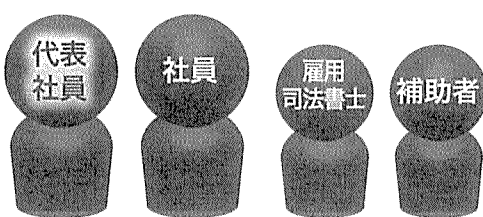
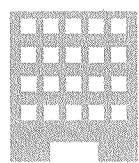
それから一人法人の論点としては、法人の権利と義務の問題があります。分かりやすいところ例えば、個人は議決権を持っていますが、法人にはそれがなく、一方で会費の納入義務は法人にもあるという問題です。

いずれの問題も、すぐに我々の主張が通るとは思っていませんが、まずはこうした問題が法人制度にはありうることを広く認識していただき、諸機関、諸関係者と一緒に検討していくことで、よりよい制度を作っていきたいと思っています。■

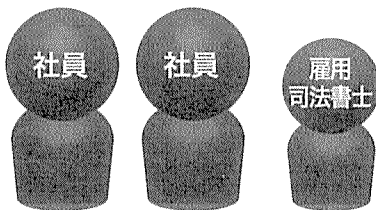
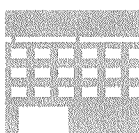
懲戒処分があったとき、その責任の所在はどこにある？

（例）業務上または非業務上で、懲戒処分行為をしたとき、その責任はどこまで及ぶのか？

主たる事務所



従たる事務所



8月3日に行われた、法協「第9回」全国の司法書士法人の集いで開会挨拶を行う初代理事長の司法書士法人山田合同事務所・山田克久氏（現相談役）。隣は、この度新理事長に就任した司法書士法人鈴木事務所・鈴木龍介氏。